

議案第109号

春日部市火災予防条例の一部改正について

春日部市火災予防条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石 川 良 三

提案理由

建築基準法施行令等の一部改正に伴い、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市火災予防条例の一部を改正する条例

春日部市火災予防条例（平成17年条例第166号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の3</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p>	<p>(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の3</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p>
<p>第31条</p> <p>第31条の2</p> <p>(1) <u>漏れた危険物を一時的に貯留する設備</u>（以下「<u>貯留設備</u>」という。）又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。</p>	<p>第31条</p> <p>第31条の2</p> <p>(1) <u>ためます</u>又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。</p>
<p>第31条の3</p> <p>2</p> <p>(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、<u>適切な傾斜及び貯留設備</u>又は油分離装置を設けること。</p>	<p>第31条の3</p> <p>2</p> <p>(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、<u>適切な傾斜及びためます</u>又は油分離装置を設けること。</p>
<p>第31条の3の2</p> <p>(3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、<u>適切な傾斜を付け</u>、かつ、<u>貯留設備</u>を設けること。</p>	<p>第31条の3の2</p> <p>(3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、<u>適切な傾斜をつけ</u>、かつ、<u>ためます</u>を設けること。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。